

平成22年12月1日付け津市監査委員告示第7号公表分

(1) 指定管理者監査（所管部局）

ア 青山高原保健休養地管理株式会社(白山総合支所地域振興課)

監査の結果	キャンプ場の使用期間について、津市青山高原保健休養地の設置及び管理に関する条例施行規則第3条は、その使用期間を4月1日から10月31日までとし、指定管理者が必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、使用期間等を変更することができるように定めているが、平成20年度の施設別施設利用者月別推移表を見ると、市長の承認を得ることなく、11月にキャンプ場の使用を許可していたため、同条の趣旨を踏まえ、適正に事務を執行されたい。
措置の内容	指定管理者からキャンプ場の使用期間の変更許可（承認）申請書の提出を受け、平成22年5月14日付けで、当該使用期間の変更を許可（承認）した。